

○厚生労働省
経済産業省
環境省
告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十五年政令第五百三十号）第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十九号）による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号。以下「旧法」という。）第二条第四項及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の規定に基づき、指定化学物質又は第二種監視化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の名称の一部を次のように改正したので、旧法第二条第六項及び法第二条第九項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

経済産業大臣 海江田万里

環境大臣 松本 龍

通し番号306の項を次のように改める。

306 「ビシクロ〔2．2．1〕ヘプタン-2，5-ジイルビス（メチルア （7）-2530

ミン) とビシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 6-ジイルビス (メ
チルアミン) の混合物] と {2-クロロメチルオキシランと4, 4'-
- (プロパン-2, 2-ジイル) ジフェノールの反応生成物} の反応
生成物

興亡難中312の興也終の462589°

3 1 2 N - (3-ヒドロキシ-1, 1, 3-トリメチル-1, 3-ジヒドロ (5) - 6 4 2 0
-4-イソベンゾフラニル) アセトアミド

興亡難中312の興也終の462589°

7 3 1 メチル= (1 R , 3 R) -2, 2-ジメチル-3- (Z) -プロパー (3) - 4 5 3 8
1-エン-1-イルシクロプロパンカルボキシラートを主成分 (80
%以上) とする、メチル=2, 2-ジメチル-3-プロパー1-エン
-1-イルシクロプロパンカルボキシラート (異性体混合物)

興亡難中312の興也終の462589°

8 1 9 ナトリウム=3- { [N - (4- { [4- (ジメチルアミノ) フェニ (5) - 1 6 1 1
ル] (4- { N -エチル- N - [(3-スルホナトフェニル) メチル
] アミノ} フェニル) メチレン} -2, 5-シクロヘキサジエン-1

ーイリデン) - *N*-エチルアンモニオ] メチル} ベンゼンスルホナー
ト (別名 C I アシッドバイオレット 49)